每週月.水.金曜日発行

令和2年10月30日

第4707号

目 次 公安委員会規則 ○富山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則 1 示 ○第二種特定鳥獣管理計画の公表 2 ○指定障害福祉サービス事業者の指定 公安委員会規程 ○富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程 3 公 ○開発行為の工事完了 4

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布 する。

令和2年10月30日

富山県公安委員会

委員長 麦 英 野 順

富山県公安委員会規則第8号

富山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察署協議会に関する規則(平成13年富山県公安委員会規則第6号)の一 部を次のように改正する。

別表中

富山県富山北警察署協議会	6人
富山県富山中央警察署協議会	12人
富山県富山南警察署協議会	5人

を

Γ	富山県富山中央警察署協議会	13人
	富山県富山南警察署協議会	10人

に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月24日から施行する。

富山県告示第460号

第二種特定鳥獣管理計画の公表について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により次のとおり富山県イノシシ管理計画(第3期)を定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

令和2年10月30日

富山県知事 石 井 降 一

(「次のとおり」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林 振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富 山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第461号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和2年10月30日

富山県知事 石 井 降 一

指定障害福 祉サービス	华 宁年 日 日	事業所番号	申請者		事業所		
の種類	1日比十万口	学 未川省 5	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	
共同生活援助	令和2年 11月1日	1620500031	ソーシャル インクルー 株式会社	東京都品川 区南大井六 丁目25番3 号		934-1-2	
短期入所	令和2年 11月1日	1610500231	ソーシャル インクルー 株式会社			氷見市柳田 934-1-2	

富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、 公布する。

令和2年10月30日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

富山県公安委員会規程第3号

富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の公印に関する規程(昭和42年富山県公安委員会規程第1号) の一部を次のように改正する。

別表第2中

富山県公安委員	運転免許センター	6	運輔	云免討	キセン	ノター	一長	
	会更新手続中印	富山北、富山中央、高岡 警察署を除く各警察署	1	各	数言	察	署	長
富山県公安	永昌	運転免許センター	2	運車	运免部	午セン	/ター	一長
一部申請取消手続中印	富山北、富山中央、高岡 警察署を除く各警察署	1	各	警	察	署	長	

富山県公安委員会更新手続中印	運転免許センター	6	運転免許センター長
	富 山 中 央 、 高 岡 警察署を除く各警察署	1	各 警 察 署 長
富山県公安委員会一部申請取消手続中印	運転免許センター	2	運転免許センター長
	富山中央、高岡警察署を除く各警察署	1	各警察署長

に改める。

附 則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発許可を	受けた者
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住所	氏 名
小矢部市下後亟200番1			小矢部市下後亟203 番地	株式会社富山サロン
射水市西高木152番4、 152番5及び153番1			射水市西高木585番 地1	江川 夏子